

事 務 連 絡
平成22年 2月 5日

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消 防 庁 予 防 課

消防用設備等に係る執務資料の送付について

標記の件について、別添のとおり質疑応答をとりまとめたので、執務上の参考としてください。

なお、貴都道府県内の市町村に対して、この旨周知されるようお願いいたします。

担当
消防庁予防課設備係
塩谷、浅海、西田
電話：03-5253-7523
FAX：03-5253-7533

別添

問1 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第24条第5号イ（ハ）、同条第5号の2イ（ハ）、第25条の2第2項第1号イ（ハ）及び同項第3号イ（ハ）に規定する「当該個室において警報音を確実に聞き取ることができるように措置されていること」について、次により運用することとしてよいか。

- 1 任意の場所で65dB以上の警報音を確保すること。
- 2 暗騒音（ヘッドホン等から流れる音を含む）が65dB以上ある場合は、次のいずれかの措置又はこれと同等以上の効果のある措置を講ずる必要があること。

（1）個室における警報装置の音圧が、通常の使用状態においてヘッドホン等から流れる最大音圧^{*}よりも6dB以上強くなるよう確保されていること。

※ 音響機器自体において一定以上音圧が上がらないよう制限されている場合や、利用者に音圧を一定以上に上げないよう周知徹底がなされている場合等においては、当該音圧をいう。

（2）自動火災報知設備、非常警報設備の警報装置の作動と連動して、警報装置の音以外の音が自動的に停止又は低減し、又は常時人がいる場所に受信機又は火災表示盤等を設置することにより、警報装置が鳴動した場合に警報装置以外の音が手動で停止又は低減できるものであること。

（答）

お見込みのとおり。

なお、個室（これに類する施設を含む。）の密閉性が高い場合、挿入型のもの等で遮音性の高いヘッドホン等が用いられている場合等にあつては、必要に応じ警報音の音圧測定、ヘッドホンを着用した状態での聞き取りを行う等して、火災の報知に支障ないことを確認されたい。

問2

1 規則第24条第2号ホ(ロ)、同条第5号イ(ロ)、同条第5号の2イ(ロ)、第25条の2第2項第1号イ(ロ)、同項第3号イ(ロ)及び同号ハ(ニ)に規定する「当該場所において他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができるように措置されていること。」について、パチンコ店舗においても、カラオケボックス等と同様に、次により運用することとしてよいか。

(1) 任意の場所で65dB以上の警報音を確保すること。

(2) 暗騒音(店内BGMやパチンコ台による音響)が65dB以上ある場合は、次のいずれかの措置又はこれと同等以上の効果のある措置を講ずる必要があること。

① 警報装置の音圧が、当該場所における暗騒音よりも6dB以上強くなるよう確保されていること。

② 自動火災報知設備又は非常警報設備の作動と連動して、警報装置の音以外の音が自動的に停止又は低減し、又は常時人がいる場所に受信機又は火災表示盤等を設置することにより、警報装置が鳴動した場合に警報装置以外の音を手動で停止又は低減できるものであること。

2 上記の場合において、(2)中「これと同等以上の効果のある措置」として、現場の状況に応じ、次のような措置を組み合わせることにより対応することとしてよいか。

(1) 警報音について、聞き取りやすい音色を選択する。

(2) 従業員によるマイク放送(音圧は1の例による)及び拡声器等を用いた迅速な避難誘導を実施する。

(3) 音以外の手段により、補完的に火災を報知する。

(答)

お見込みのとおり。

問3 平成21年3月31日付け消防予第131号通知1(3)において、「いわゆる高齢者専用賃貸住宅等のうち、当該施設を設置・運営している事業者又はその委託を受けた外部事業者により、共用スペースにおける入浴や食事の提供等福祉サービスの提供が行われているものについては、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)別表第一(6)項ロ又はハに該当するものであること」と通知されたところである。

これは、平成6年10月19日付け消防予第271号通知別添1(1)において、「一般に老人福祉関係の法律の適用を受けず、入居の条件として居住者の全部又は一部について最低年齢の制限を設ける等、主として、高齢者の入居を目的としたもののうち、入居形態が一般の共同住宅と変わらないものにあつては令別表第一(5)項ロとして扱われるものであるが、ケア付きで自力避難困難者等の入居を主としている場合にあっては、サービス提供の形態、居住者の自立の程度等を総合的に勘案し、(6)項ロ(※現(6)項ロ又はハ)として扱うべき場合もあること」とされていることについて、(6)項ロ又はハに該当する場合の要件を明確化したものと解してよいか。

(答)

お見込みのとおり。いわゆる高齢者専用賃貸住宅等に関しては、防火対象物の態様及び社会的機能等の実態から判断して、一般の共同住宅と同様と認められる限りにおいては、令別表第一(5)項ロに該当するものであるが、例えば、適合高齢者専用賃貸住宅のように福祉サービスの提供が行われている場合には令別表第一(6)項ロ又はハに該当することを示したものである。

問4 金属製管継手及びバルブ類の基準(平成20年消防庁告示第31号)第3第3号に規定する標準耐熱性試験及び軽易耐熱性試験について、自動式の消火設備に用いられる管継手及びバルブ類であつて、鋳鉄製、黄銅製、ステンレス鋼製、ダクタイル鋳鉄製のもの等、その材質や寸法により、規則第12条第1項第6号ホ(イ)又は同号ト(イ)及び(ロ)において使用が認められているものと同等以上の耐熱性を有していると認められる場合は、「火災時に熱による著しい損傷を受けるおそれがある部分」には該当しないと解してよいか。

(答)

お見込みのとおり。

問5 屋内消火栓設備等に用いることができる金属製の管継手として、新たに日本工業規格B2309に適合するものが規則第12条第1項第6号ホ（イ）に規定されたところである。

当該管継手を用いる場合、摩擦損失の計算に使用する等価管長の値については、「配管の摩擦損失計算の基準」（昭和51年消防庁告示第3号）において別表が定められていないことから、 λ （管継手及びバルブ類の形状による摩擦係数）及び f （管継手及びバルブ類の材質等による摩擦係数）の値を個別で測定し、この値を用いて算定することとなるが、当該管継手の等価管長については、ステンレス協会等より実測に基づいて整理した下表の値（管継手の大きさの呼びに応じて使用する管の種別ごとに定めた等価管長の値）が提案されていると聞くが、当該管継手の等価管長として、個別で測定して算定する方法に代えてこの表を用いることとしてよいか。

種別		大きさの呼び		25	32	40	50	65	80	100	125	150	200	250	300
				(30Su)	(40Su)	(50Su)	(60Su)	(75Su)	(80Su)	(100Su)	(125Su)	(150Su)	(200Su)	(250Su)	(300Su)
溶接式	45° エルボ	ショート	0.4	0.5	0.5	0.7	0.9	1.1	1.3	1.6	2.0	2.5	3.1	3.8	
		ロング	0.3	0.4	0.4	0.5	0.7	0.8	1.1	1.2	1.4	1.8	2.4	2.9	
	90° エルボ	ショート	0.8	0.9	1.1	1.4	1.7	2.1	2.6	3.3	3.8	5.1	6.3	7.4	
		ロング	0.6	0.8	0.8	1.1	1.3	1.6	2.0	2.5	2.9	3.8	4.7	5.6	
	チーズ又はクロス (分流90°)			2.1	2.7	3.1	3.9	5.0	5.7	7.4	9.1	10.7	14.2	17.6	21.0

(備考 単位は、メートルとする。)

(答)

差し支えない。